14.7.17
第934号

罷業聲明書（第二號）

▼全市運轉手並に勞働者諸君に訴ふ
▼全市民諸君に訴ふ
▼實用自動車に乘車せらるゝ全乘客諸君に訴ふ

親愛なる諸君よ！

私達は七月七日附を以て遂に罷業を斷行するに至つた、第一回聲明書に發表せし如く、十六時間以上も働いて、それで收入は四十五圓程にしかならない。然も前號に述べた如く、幾何十の罪則や、悲本料金制度等は、遠慮なく我々を『攻め』上げて來る、我々が斯の如く苦しみ働いて居ても、一向會社は善後策を講じない、我等は唯だに生活の不安のみならず、會社の運轉手を思ふ片鱗だになき其の不誠意なる態度は、更に我々をして不安に落し入れた。

◎勞働者に取つては、「食えない」と云ふ事が最後だ、遂に我々は自ら此の不安なる狀態から脫出すべく結束して會社に要求するに至つたのである。

我等の要求は

一、日給制度の確立である。
二、勞働時間の短縮である（十時間制に）。
三、工場法施行令の實施要求である。
四、當然會社の負擔すべき性質のもの（注文による乘客の賃銀不拂、自動車の事故負擔金等）を會社をして負擔せしむることである。
五、會社の不當なる利益のみ増大し、我々の苦痛を益々増大する基本料金制度、得点制度等の徹廢である。

◎暴虐極まる實用自動車會社の搾取振り

基本料金制度とは何ぞ

——時に依つて金額は多少の變更もあるが、一ケ月間一定の運轉手の働き高を定める……現在は三百七十五圓の基本料金……然して此の額に達しなければ我々の歩合は全働き高の五分にしかならない、もし之に當達すれば一割を支給する、然し如何なる場合でもかゝる性質のものは我々勞働者に出來難い高率のものであることは言をまたない、然しながら之を上げなければ我々の生活が保たれないから、無理に無理をして一日十六時間も十八時間も働いてゐる。景氣でもよければ同じ苦しいことでもガマンも出來ようが、今日の如き場合は、全然自己の生活を保證する收入の道とはならない。

斯て考へらるゝ事は、基本料金制度は、全く會社のみ都合のよい規則で、寧ろ我々には疲勞と、飢ゑとを與へる鐵則に過ぎない、之れ我々が反對し然して働き高に對する一割の歩合制度を要求する次第である。

得点制度とは何ぞ

——之を簡單に云へば、「會社の損害を未前に防ぎ、又は利益信用を増し、半期皆勤者、働き高の最高者たる場合の六ケ條の得点を與へ、些細なる車輛に關する手入掃除、微細なる服務上の手落、乘客に對し不快の感じを與ふる場合等々の如き」三十一ケ條に當嵌る時は点數を消滅し、之が結局百点に達すれば左の如く本規約に適用さるゝに至る。

得点規約 二條

入社一ケ月以内ニ五十点ヲ失ヒ、六ケ月以内ニ二百点ヲ失ヒ、或ハ一時ニ得点全部ヲ失ヒタル者ハ自然退社トナルモノトス。之會社ガ解僱スルモノニ非ズ、自己ノ不注意ト努力ノ足ラザルモノナリト心得ベシ。

か様にして、我々を二機械の如く、假借なく、酷使する。

前記の如き我々の永い勞働時間の場合、少ない收入で苦しい時、どうして之が實行されよう、然も此の如き制度は分業制の現今に於て存在するは、時代錯誤も亦甚だしい、掃除は掃除係をおけば好いではないか、會社の利益の爲めには、澤山の從員が遊んでゐるのに、何で我々に之をなさしむる必要がある、出來ないことをなさしめて得点を與ふると稱し、我等に課すべからざる除分の仕事を一寸でも手落ちすれば減点する、然して惡辣にも百点が消滅すれば、「自然退社」となつたものとなし、退職手當も何にも出さない具合にしてゐる。

日本の法律である民法の六百二十七條には「解雇する場合は二週間前に豫告」する様な規定がある、然らば會社は明かに日本民法を無視しゐる違反者的行爲でなくて何ぞ。